

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成25年7月10日

【会社名】 株式会社ネクステージ

【英訳名】 NEXTAGE Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 広田 靖治

【本店の所在の場所】 名古屋市東区葵一丁目26番8号

【電話番号】 052-979-6531（管理本部）

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 安藤 弘志

【最寄りの連絡場所】 名古屋市東区葵一丁目26番8号

【電話番号】 052-979-6531（管理本部）

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 安藤 弘志

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】

募集金額	
ブックビルディング方式による募集	812,175,000円
売出金額	
(引受人の買取引受による売出し)	
ブックビルディング方式による売出し	128,000,000円
(オーバーアロットメントによる売出し)	
ブックビルディング方式による売出し	172,000,000円

(注) 募集金額は、会社法上の払込金額の総額であり、売出金額は、有価証券届出書の訂正届出書提出時における見込額であります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年6月21日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集637,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を平成25年7月9日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し187,500株(引受人の買取引受による売出し80,000株・オーバーアロットメントによる売出し107,500株)の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、これらに関連する事項を訂正するため、また、「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項」に「4. 親引け先への販売について」を追加記載し、第2四半期連結会計期間(平成25年3月1日から平成25年5月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成24年12月1日から平成25年5月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく有限責任監査法人トーマツによる四半期レビュー報告書を受領したため、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 募集の方法
- 3 募集の条件
 - (2) ブックビルディング方式
- 4 株式の引受け
- 5 新規発行による手取金の使途
 - (1) 新規発行による手取金の額
 - (2) 手取金の使途

第2 売出要項

- 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)
- 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)
募集又は売出しに関する特別記載事項
 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について
 3. ロックアップについて
 4. 親引け先への販売について

第二部 企業情報

第2 事業の状況

- 1 業績等の概要
- 2 生産、受注及び販売の状況
- 4 事業等のリスク
- 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第3 設備の状況

- 1 設備投資等の概要

第5 経理の状況

1 連結財務諸表等

(1) 連結財務諸表

(2) その他

[四半期レビュー報告書]

3 【訂正箇所】

訂正箇所は__罫で示してあります。

(ただし、「第二部 企業情報 第5 経理の状況 1 連結財務諸表等」については__罫を省略しております。)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	637,000(注)2.	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 平成25年6月21日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については、平成25年7月9日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3. 当社は、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)に対し、上記引受株式数のうち、15,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先(親引け先)として要請する予定であります。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。

4. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

5. 上記とは別に、平成25年6月21日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式107,500株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

(訂正後)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	637,000	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 平成25年6月21日開催の取締役会決議によっております。

2. 当社は、野村證券株式会社に対し、上記引受株式数のうち、15,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先(親引け先)として要請してあります。野村證券株式会社に対し要請した当社の指定する販売先の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 親引け先への販売について」をご参照下さい。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。

3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4. 上記とは別に、平成25年6月21日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式107,500株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

(注) 2. の全文削除及び3. 4. 5. の番号変更

2 【募集の方法】

(訂正前)

平成25年7月19日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の引受人は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成25年7月9日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集			
入札方式のうち入札によらない募集			
ブックビルディング方式	637,000	812,175,000	439,530,000
計(総発行株式)	637,000	812,175,000	439,530,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成25年6月21日開催の取締役会決議に基づき、平成25年7月19日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,500円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は955,500,000円となります。
6. 本募集、ならびに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」における「引受人の買取引受けによる売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(訂正後)

平成25年7月19日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成25年7月9日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額(1,275円)以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集			
入札方式のうち入札によらない募集			
ブックビルディング方式	637,000	812,175,000	<u>468,832,000</u>
計(総発行株式)	637,000	812,175,000	<u>468,832,000</u>

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成25年6月21日開催の取締役会決議に基づき、平成25年7月19日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 仮条件(1,500円～1,700円)の平均価格(1,600円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は1,019,200,000円となります。
6. 本募集、ならびに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」における「引受人の買取引受けによる売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

(訂正前)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 平成25年 7月22日(月) 至 平成25年 7月25日(木)	未定 (注) 4.	平成25年 7月29日(月)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成25年7月9日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案したうえで、平成25年7月19日に引受価額と同時に決定する予定です。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定です。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定です。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成25年7月9日開催予定の取締役会において決定する予定です。

また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成25年7月19日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成25年6月21日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成25年7月19日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成25年7月30日(火)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定です。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 申込み在先立ち、平成25年7月11日から平成25年7月18日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能です。

販売に当たっては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

(訂正後)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	1,275	未定 (注) 3.	100	自 平成25年 7月22日(月) 至 平成25年 7月25日(木)	未定 (注) 4.	平成25年 7月29日(月)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、1,500円以上1,700円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案したうえで、平成25年7月19日に引受価額と同時に決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

仮条件の決定に当たり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のような評価を得ております。

ビジネスモデルが評価できること。

新規出店の余地が大きく成長が見込めること。

参入障壁が低いこと。

以上の評価に加え、同業会社との比較、現在のマーケット環境等の状況や、最近の新規上場株のマーケットにおける評価、並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討した結果、仮条件は1,500円から1,700円の範囲が妥当であると判断いたしました。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額(1,275円)及び平成25年7月19日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成25年6月21日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成25年7月19日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。
4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
5. 株式受渡期日は、平成25年7月30日(火)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
7. 申込み在先立ち、平成25年7月11日から平成25年7月18日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。
販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。
8. 引受価額が会社法上の払込金額(1,275円)を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4 【株式の引受け】

(訂正前)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成25年7月29日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号		
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号		
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号		
高木証券株式会社	大阪府大阪市北区梅田一丁目3番1-400号		
計		637,000	

- (注) 1. 平成25年7月9日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
2. 上記引受人と発行価格決定日(平成25年7月19日)に元引受契約を締結する予定であります。
3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(訂正後)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	493,900	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成25年7月29日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号	71,700	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	21,500	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	14,300	
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	14,300	
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号	7,100	
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号	7,100	
高木証券株式会社	大阪府大阪市北区梅田一丁目3番1-400号	7,100	
計		637,000	

- (注) 1. 上記引受人と発行価格決定日(平成25年7月19日)に元引受契約を締結する予定であります。
2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(注) 1. の全文削除及び2. 3. の番号変更

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
879,060,000	10,000,000	869,060,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,500円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
937,664,000	10,000,000	927,664,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(1,500円～1,700円)の平均価格(1,600円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

(訂正前)

上記の手取概算額869,060千円については、新規出店（関東甲信越地方2拠点、東海北陸地方1拠点、関西地方2拠点、中国四国地方1拠点）にかかる設備資金として平成25年11月期に400,000千円、平成26年11月期に125,000千円を、残額については新規出店にかかる商品仕入のための運転資金として平成25年11月期に充当する予定であります。

- (注) 1. 「1 新規発行株式」の(注)5.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限148,350千円については、新規出店にかかる商品仕入のための運転資金として全額を平成25年11月期に充当する方針であります。
2. 設備投資の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

(訂正後)

上記の手取概算額927,664千円については、新規出店（関東甲信越地方2拠点、東海北陸地方1拠点、関西地方2拠点、中国四国地方1拠点）にかかる設備資金として平成25年11月期に400,000千円、平成26年11月期に125,000千円を、残額については新規出店にかかる商品仕入のための運転資金として平成25年11月期に充当する予定であります。

- (注) 1. 「1 新規発行株式」の(注)4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限158,240千円については、新規出店にかかる商品仕入のための運転資金として全額を平成25年11月期に充当する方針であります。
2. 設備投資の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

(訂正前)

平成25年7月19日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
	入札方式のうち 入札による売出し			
	入札方式のうち 入札によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング 方式	80,000	<u>120,000,000</u>	愛知県名古屋市中区栄一丁目11番4号 ティー・ハンズオン1号投資事業有 限責任組合 40,000株 愛知県名古屋市中区栄一丁目11番4号 広田 靖治 40,000株
計(総売出株式)		80,000	<u>120,000,000</u>	

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,500円)で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集及び引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
- なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「第2 売出要項 4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(訂正後)

平成25年7月19日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
	入札方式のうち 入札による売出し			
	入札方式のうち 入札によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング 方式	80,000	<u>128,000,000</u>	愛知県名古屋市千種区 広田 靖治 40,000株 愛知県名古屋市中区栄一丁目11番4号 ティー・ハンズオン1号投資事業有 限責任組合 40,000株
計(総売出株式)		80,000	<u>128,000,000</u>	

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、仮条件(1,500円～1,700円)の平均価格(1,600円)で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集及び引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
- なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「第2 売出要項 4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

(訂正前)

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
	入札方式のうち 入札による売出し			
	入札方式のうち 入札によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング 方式	107,500	<u>161,250,000</u>	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村証券株式会社 107,500株
計(総売出株式)		107,500	<u>161,250,000</u>	

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少もしくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は平成25年6月21日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式107,500株の第三者割当増資の決議を行っております。また、野村証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,500円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4.に記載した振替機関と同一であります。

(訂正後)

種類	売出数(株)	売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称	
	入札方式のうち 入札による売出し			
	入札方式のうち 入札によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング 方式	107,500	172,000,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社 107,500株
計(総売出株式)		107,500	172,000,000	

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少もしくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は平成25年6月21日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式107,500株の第三者割当増資の決議を行っております。また、野村證券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、仮条件(1,500円～1,700円)の平均価格(1,600円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

(訂正前)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である広田靖治(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は平成25年6月21日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式107,500株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式107,500株
(2)	募集株式の払込金額	未定(注)1.
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注)2.
(4)	払込期日	平成25年8月27日(火)

(注) 1. 募集株式の払込金額(会社法上の払込金額)は、平成25年7月9日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額(会社法上の払込金額)と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、平成25年7月19日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

(以下省略)

(訂正後)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である広田靖治(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は平成25年6月21日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式107,500株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式107,500株
(2)	募集株式の払込金額	1株につき1,275円
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注)
(4)	払込期日	平成25年8月27日(火)

(注) 割当価格は、平成25年7月19日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

(注) 1. の全文及び2. の番号削除

(以下省略)

3. ロックアップについて

(訂正前)

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である広田靖治、売出人であるティー・ハンズオン1号投資事業有限責任組合、当社株主である株式会社S MN、田中一栄、井野貴文及び安藤弘志並びに当社新株予約権者であるティー・ハンズオンインベストメント株式会社は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成25年10月27日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後に主幹事会社を通して行う東京証券取引所取引における売却等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成26年1月25日までの期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストック・オプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成25年6月21日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの期間中であっても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

（訂正後）

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である広田靖治、売出人であるティー・ハンズオン1号投資事業有限責任組合、当社株主である株式会社SMN、田中一栄、井野貴文及び安藤弘志並びに当社新株予約権者であるティー・ハンズオンインベストメント株式会社は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成25年10月27日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後に主幹事会社を通して行う東京証券取引所取引における売却等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成26年1月25日までの期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストック・オプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成25年6月21日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの期間中であっても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日（当日を含む）後180日目の日（平成26年1月25日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定であります。

上記のほか、当社は取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

(訂正前)

記載なし

(訂正後)

4. 親引け先への販売について(1) 親引け先の状況等

a. 親引け先の概要	ネクステージ従業員持株会(理事長 山中 学) 愛知県名古屋市東区葵一丁目26番8号
b. 当社と親引け先との関係	当社の従業員持株会であります。
c. 親引け先の選定理由	社員の福利厚生のためであります。
d. 親引けしようとする株式の数	未定(「第1 募集要項」における募集株式のうち、15,000株を上限として、平成25年7月19日に決定される予定。)
e. 株券等の保有方針	長期保有の見込みであります。
f. 払込みに要する資金等の状況	当社は、払込みに要する資金として、従業員持株会における積立て資金の存在を確認しております。
g. 親引け先の実態	当社の社員で構成する従業員持株会であります。

(2) 株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、前記「3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、平成25年7月19日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の発行価格と同一となります。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有株式 数の割合 (%)	本募集及び引 受人の買取引 受による売出 し後の所有株 式数(株)	本募集及び引受 人の買取引受による 売出し後の株式総 数に対する所有株 式数の割合(%)
株式会社SMN	愛知県名古屋市千種区 星が丘元町12番21号	1,000,000	36.87	1,000,000	29.86
広田 靖治	愛知県名古屋市千種区	1,027,200	37.87	987,200	29.47
ティー・ハンズオン 1号投資事業有限責 任組合	愛知県名古屋市中区栄 一丁目11番4号	400,000	14.75	360,000	10.75
ネクステージ従業員 持株会	愛知県名古屋市東区葵 二丁目26番8号	56,800	2.09	71,800	2.14
ティー・ハンズオン インベストメント株 式会社	愛知県名古屋市中区栄 一丁目11番4号	40,000 (40,000)	1.47 (1.47)	40,000 (40,000)	1.19 (1.19)
田中 一栄	愛知県瀬戸市	26,000 (22,000)	0.96 (0.81)	26,000 (22,000)	0.78 (0.66)
井野 貴文	愛知県名古屋市東区	24,000 (20,000)	0.88 (0.74)	24,000 (20,000)	0.72 (0.60)
磯貝 哲也	愛知県名古屋市緑区	24,000 (20,000)	0.88 (0.74)	24,000 (20,000)	0.72 (0.60)
安藤 弘志	愛知県日進市	24,000 (20,000)	0.88 (0.74)	24,000 (20,000)	0.72 (0.60)
細野 順三	愛知県名古屋市千種区	10,000 (10,000)	0.37 (0.37)	10,000 (10,000)	0.30 (0.30)
計	—	2,632,000 (132,000)	97.03 (4.87)	2,567,000 (132,000)	76.64 (3.94)

(注) 1. 所有株式数及び株式総数に対する所有株式数の割合は、平成25年6月21日現在のものです。

2. 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数ならびに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合は、平成25年6月21日現在の所有株式数及び株式総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引け（15,000株として算出）を勘案した場合の株式数及び割合になります。

3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

4. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

(5) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項

該当事項はありません。

第二部 【企業情報】

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

(訂正前)

(省略)

第15期第1四半期連結累計期間（自平成24年12月1日 至平成25年2月28日）

当第1四半期連結累計期間における我が国経済は、政権交代により金融緩和景気対策等の期待感で株価が回復基調にあり、また、為替も円安に推移し国内産業の活性化の兆候も現れ、景気回復感が緩やかに高まりつつあります。しかし、雇用問題、消費税の増税等などの懸念材料も残っており、依然として不透明な状況にあります。

自動車業界におきましては、経済環境やエコカー補助金の終了に伴い、新車及び中古車は販売台数が前年を割っており、依然厳しい状況が続くものと考えられます。

このような環境のなか、中古車業界におきましては、平成24年12月～平成25年2月までの国内中古車登録台数は1,345,957台（前年同期比92.7%）と前年を下回る結果となりました。車種別では、普通乗用車登録台数が675,905台（前年同期比84.5%）であり、軽自動車の登録台数は670,052台（前年同期比102.6%）という結果となりました。（出典：一般社団法人日本自動車販売協会連合会統計データ・一般社団法人全国軽自動車協会連合会統計データ）

当社グループにおきましては、近年、近隣業者との価格競争等が激化するなか、関東甲信越地方・九州沖縄地方に出店を進めた結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は84億円、営業利益は2億17百万円、経常利益は2億12百万円、四半期純利益は1億22百万円となりました。

中古車販売店事業

中古車販売店事業は、関東甲信越地方1拠点の新規出店を行い当第1四半期連結会計期間末の拠点数は25拠点となりました。営業面では、売上高82億78百万円となりました。

その他事業

中古車輸出事業は、当第1四半期連結会計期間末の拠点数は本部及び東アフリカの紹介所2ヶ所であり、拠点数の増減はありませんでした。営業面では、売上高1億21百万円となりました。

(訂正後)

(省略)

第15期第2四半期連結累計期間（自平成24年12月1日至平成25年5月31日）

当第2四半期連結累計期間における我が国経済は、昨年未からの急激な株価の上昇が一服し、調整局面に入っており為替相場も過熱感が和らいでおりますが、依然円安基調が続いており、製造業を中心として業績が回復しつつあります。

このような環境のなか、中古車業界におきましては、平成24年12月から平成25年5月までの国内中古車登録台数は3,365,274台（前年同期比100.3%）と前年と同水準の結果となりました。車種別では、普通乗用車登録台数が1,796,884台（前年同期比98.2%）であり、軽自動車の登録台数は1,568,390台（前年同期比102.7%）という結果となりました。（出典：一般社団法人日本自動車販売協会連合会統計データ・一般社団法人全国軽自動車協会連合会統計データ）

当社グループにおきましては、近年、近隣業者との価格競争等が激化するなか、関東甲信越地方・九州沖縄地方に出店を進めた結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は182億97百万円、営業利益は4億55百万円、経常利益は4億94百万円、四半期純利益は2億93百万円となりました。

中古車販売店事業

中古車販売店事業は、関東甲信越地方1拠点の新規出店を行い当第2四半期連結会計期間末の拠点数は25拠点となりました。営業面では、売上高180億52百万円となりました。

その他事業

中古車輸出事業は、ザンビアに紹介所を1ヶ所開設し当第2四半期連結会計期間末の拠点数は本部1ヶ所及び東アフリカの紹介所3ヶ所となりました。営業面では、売上高2億44百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

(訂正前)

(省略)

(訂正後)

(省略)

第15期第2四半期連結累計期間（自平成24年12月1日至平成25年5月31日）

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物残高は、前連結会計年度末に比べ4億77百万円増加し、17億33百万円になりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、2億34百万円の減少となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益4億94百万円、減価償却費1億29百万円があったものの、新規出店等に伴うたな卸資産の増加額5億56百万円及び法人税等の支払額2億64百万円があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、5億26百万円の減少となりました。これは主に、新規出店等に伴う有形固定資産の取得による支出4億86百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、12億29百万円の増加となりました。これは主に、在庫資金の調達による、短期借入金の増加11億2百万円及び新規出店に伴う設備投資資金の調達による、長期借入れによる収入4億円並びに長期借入金の返済による支出1億94百万円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 商品仕入実績

(訂正前)

当社グループは中古車販売に関連する事業がほとんどを占めていることから、単一セグメントとしております。第14期連結会計年度及び第15期第1四半期連結累計期間の仕入実績を項目別に示すと、次のとおりであります。

項目	第14期連結会計年度 (自平成23年12月1日 至平成24年11月30日)		第15期第1四半期連結累計期間 (自平成24年12月1日 至平成25年2月28日)
	仕入高(千円)	前年同期比(%)	仕入高(千円)
車輛	22,242,747	-	7,279,437
部品	841,863	-	278,940
合計	23,084,610	-	7,558,378

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(訂正後)

当社グループは中古車販売に関連する事業がほとんどを占めていることから、単一セグメントとしております。第14期連結会計年度及び第15期第2四半期連結累計期間の仕入実績を項目別に示すと、次のとおりであります。

項目	第14期連結会計年度 (自平成23年12月1日 至平成24年11月30日)		第15期第2四半期連結累計期間 (自平成24年12月1日 至平成25年5月31日)
	仕入高(千円)	前年同期比(%)	仕入高(千円)
車輛	22,242,747	-	14,444,033
部品	841,863	-	581,636
合計	23,084,610	-	15,025,670

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 販売実績

(訂正前)

当社グループは中古車販売に関連する事業がほとんどを占めていることから、単一セグメントとしております。第14期連結会計年度及び第15期第1四半期連結累計期間の販売実績を地域別に示すと、次のとおりであります。

地域別	第14期連結会計年度 (自 平成23年12月1日 至 平成24年11月30日)				第15期第1四半期連結累計期間 (自 平成24年12月1日 至 平成25年2月28日)		
	販売高 (千円)	前年同期比 (%)	期末拠点数 (拠点)	販売台数 (台)	販売高 (千円)	期末拠点数 (拠点)	販売台数 (台)
北海道東北地方	267,061	-	-	398	-	-	-
関東甲信越地方	4,475,735	-	3	3,094	1,471,785	4	867
東海北陸地方	13,964,461	-	15	11,761	4,008,601	15	3,483
関西地方	5,419,156	-	3	3,777	1,440,624	3	916
九州沖縄地方	3,680,384	-	3	2,636	1,357,655	3	995
海外(中古車輸出)	512,709	-	-	1,746	121,903	-	420
合計	28,319,508	-	24	23,412	8,400,570	25	6,681

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 地域別の区分は次のとおりであります。

北海道東北地方.....宮城県
 関東甲信越地方.....埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
 東海北陸地方.....岐阜県、愛知県
 関西地方.....大阪府、兵庫県
 九州沖縄地方.....福岡県
 海外.....ケニア、タンザニア

(訂正後)

当社グループは中古車販売に関連する事業がほとんどを占めていることから、単一セグメントとしております。第14期連結会計年度及び第15期第2四半期連結累計期間の販売実績を地域別に示すと、次のとおりであります。

地域別	第14期連結会計年度 (自 平成23年12月1日 至 平成24年11月30日)				第15期第2四半期連結累計期間 (自 平成24年12月1日 至 平成25年5月31日)		
	販売高 (千円)	前年同期比 (%)	期末拠点数 (拠点)	販売台数 (台)	販売高 (千円)	期末拠点数 (拠点)	販売台数 (台)
北海道東北地方	267,061	-	-	398	-	-	-
関東甲信越地方	4,475,735	-	3	3,094	<u>3,585,157</u>	4	<u>2,166</u>
東海北陸地方	13,964,461	-	15	11,761	<u>8,356,277</u>	15	<u>7,323</u>
関西地方	5,419,156	-	3	3,777	<u>3,079,882</u>	3	<u>2,011</u>
九州沖縄地方	3,680,384	-	3	2,636	<u>3,031,481</u>	3	<u>2,272</u>
海外(中古車輸出)	512,709	-	-	1,746	<u>244,807</u>	-	<u>845</u>
合計	28,319,508	-	24	23,412	<u>18,297,606</u>	25	<u>14,617</u>

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 地域別の区分は次のとおりであります。

北海道東北地方.....宮城県
 関東甲信越地方.....埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
 東海北陸地方.....岐阜県、愛知県
 関西地方.....大阪府、兵庫県
 九州沖縄地方.....福岡県
 海外.....ケニア、タンザニア、ザンビア

4 【事業等のリスク】

(9) 有利子負債の依存について

(訂正前)

(省略)

	平成23年11月期末	平成24年11月期末	平成25年2月期末
有利子負債残高（百万円）	3,300	4,766	6,474
有利子負債依存度（％）	58.6	60.3	64.3

（注1）平成23年11月期末は当社単体の金額及び比率であります。

（注2）有利子負債残高は、短期及び長期借入金（1年以内返済予定を含む）、社債（1年以内償還予定を含む）の合計額であります。

(訂正後)

(省略)

	平成23年11月期末	平成24年11月期末	平成25年5月期末
有利子負債残高（百万円）	3,300	4,766	6,023
有利子負債依存度（％）	58.6	60.3	63.6

（注1）平成23年11月期末は当社単体の金額及び比率であります。

（注2）有利子負債残高は、短期及び長期借入金（1年以内返済予定を含む）、社債（1年以内償還予定を含む）の合計額であります。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(2) 財政状態の分析

(訂正前)

(省略)

第15期第1四半期連結累計期間（自平成24年12月1日至平成25年2月28日）当第1四半期連結会計期間末における総資産は100億65百万円となりました。流動資産は76億32百万円であります。主な内訳は商品50億29百万円であり、新規出店の在庫及び繁忙期による在庫の増加によって、前連結会計年度末より9億52百万円増加しております。また、現金及び預金は21億65百万円であります。固定資産は24億33百万円であります。主な内訳は建物及び構築物15億15百万円であり、ネクステージ横浜町田店の新規出店により前連結会計年度末より5億55百万円増加しております。流動負債は53億9百万円であります。主な内訳は短期借入金29億73百万円であり、前連結会計年度末より15億23百万円増加しており、主に運転資金の調達によるものです。また、買掛金は6億48百万円であります。固定負債は29億77百万円であります。主な内訳は長期借入金16億54百万円、社債11億40百万円であります。純資産合計は17億79百万円となりました。主な内訳は利益剰余金14億93百万円であります。

(訂正後)

(省略)

第15期第2四半期連結累計期間（自平成24年12月1日至平成25年5月31日）当第2四半期連結会計期間末における総資産は94億66百万円となりました。流動資産は68億93百万円であります。主な内訳は商品46億23百万円であり、新規出店による在庫の増加によって、前連結会計年度末より5億47百万円増加しております。また、現金及び預金は17億86百万円あります。固定資産は25億72百万円であります。主な内訳は建物及び構築物14億73百万円であり、ネクステージ横浜町田店の新規出店等により前連結会計年度末より5億12百万円増加しております。流動負債は48億16百万円であります。主な内訳は短期借入金25億52百万円であり、主に運転資金の調達により前連結会計年度末より11億2百万円増加しております。固定負債は26億99百万円であります。主な内訳は長期借入金16億43百万円、社債8億70百万円あります。純資産合計は19億50百万円となりました。主な内訳は利益剰余金16億64百万円あります。

(3) 経営成績の分析

(訂正前)

(省略)

第15期第1四半期連結累計期間（自平成24年12月1日至平成25年2月28日）

当第1四半期連結累計期間は販売店1拠点の出店を行いました。売上高においては新規出店による売上5億61百万円的一方、既存店（開店後、13ヶ月経過した店舗）におきましては1億58百万円の減収となりました。既存店の減収要因はIP名東店をリニューアルのため閉店したことによる2億67百万円の減少に加え、軽自動車及び輸入車は好調に推移したものの、国産普通車はエコカー補助金の終了に伴う影響により前期と比較して来店数が減少したことによるものであります。しかし、収益面におきましては新規出店が順調な推移で販売を伸ばす一方、既存店では2ブランド併設店舗を増やし、販売費及び一般管理費の削減に努め効率的な販売体制を構築したことで収益性が向上いたしました。

当第1四半期連結累計期間の新たな取組みとしまして、平成24年12月にネクステージ博多ミニバン専門店にコンパクトカー専門店を併設し拠点の効率化に努めました。また、関東甲信越地方に初めてSUV専門店とミニバン専門店の併設店舗としてネクステージ横浜町田店を出店し、ネクステージIP名東店を輸入車専門店から業態変更し軽自動車専門店として平成25年1月にリニューアルオープンいたしました。

当第1四半期連結会計期間末の拠点数は25拠点となりました。以上の結果、当第1四半期連結累計期間における売上高は84億円、営業利益は2億17百万円、経常利益は2億12百万円、税金等調整前四半期純利益は2億12百万円、四半期純利益は1億22百万円となりました。

(訂正後)

(省略)

第15期第2四半期連結累計期間（自平成24年12月1日至平成25年5月31日）

当第2四半期連結累計期間は販売店1拠点の出店を行いました。売上高においては新規出店による売上18億37百万円的一方、既存店（開店後、13ヶ月経過した店舗）におきましては12億6百万円の増収となりました。既存店の増収要因は軽自動車の販売の好調によるものと、第14期上期中に出店した店舗によるものであります。収益面におきましては新規出店が順調な推移で販売を伸ばす一方、既存店では2ブランド併設店舗を増やし、販売費及び一般管理費の削減に努め効率的な販売体制を構築したことで収益性が向上いたしました。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間における売上高は182億97百万円、営業利益は4億55百万円、経常利益は4億94百万円、税金等調整前四半期純利益は4億94百万円、四半期純利益は2億93百万円となりました。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

(訂正前)

(省略)

第15期第1四半期連結累計期間(自平成24年12月1日至平成25年2月28日)

当第1四半期連結累計期間における当社グループの主な設備投資は、関東甲信越地方に1拠点の新規出店を行いました。これにより、当第1四半期連結累計期間における設備投資総額は5億79百万円となりました。なお、重要な設備の除却、売却はありません。

(訂正後)

(省略)

第15期第2四半期連結累計期間(自平成24年12月1日至平成25年5月31日)

当第2四半期連結累計期間における当社グループの主な設備投資は、関東甲信越地方に1拠点の新規出店及び新基幹システムの導入を行いました。これにより、当第2四半期連結累計期間における設備投資総額は7億31百万円となりました。なお、重要な設備の除却、売却はありません。

第5 【経理の状況】

2. 監査証明について

(訂正前)

(省略)

- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成24年12月1日から平成25年2月28日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年12月1日から平成25年2月28日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

(訂正後)

(省略)

- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成25年3月1日から平成25年5月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成24年12月1日から平成25年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(訂正前)

(省略)

【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

		当第1四半期連結会計期間 (平成25年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		2,165,083
売掛金		126,612
商品		5,029,434
仕掛品		1,725
貯蔵品		50,315
その他		260,441
貸倒引当金		1,292
流動資産合計		7,632,320
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）		1,515,804
その他（純額）		148,645
有形固定資産合計		1,664,449
無形固定資産		121,286
投資その他の資産		647,861
固定資産合計		2,433,597
資産合計		10,065,918
負債の部		
流動負債		
買掛金		648,707
短期借入金	1, 2, 3	2,973,700
1年内償還予定の社債		300,000
1年内返済予定の長期借入金	3	406,216
未払法人税等		67,303
賞与引当金		63,648
その他		849,528
流動負債合計		5,309,104
固定負債		
社債		1,140,000
長期借入金	3	1,654,355
資産除去債務		163,653
その他		19,460
固定負債合計		2,977,468
負債合計		8,286,573
純資産の部		
株主資本		
資本金		100,000
資本剰余金		186,000
利益剰余金		1,493,345
株主資本合計		1,779,345
純資産合計		1,779,345
負債純資産合計		10,065,918

(訂正後)
(省略)
【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

		当第2四半期連結会計期間 (平成25年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		1,786,987
売掛金		153,439
商品		4,623,938
仕掛品		238
貯蔵品		55,052
その他		274,618
貸倒引当金		1,210
流動資産合計		6,893,063
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）		1,473,090
その他（純額）		282,019
有形固定資産合計		1,755,109
無形固定資産		133,561
投資その他の資産		684,293
固定資産合計		2,572,965
資産合計		9,466,028
負債の部		
流動負債		
買掛金		407,473
短期借入金	1, 2, 3	2,552,250
1年内償還予定の社債		550,000
1年内返済予定の長期借入金	3	408,331
未払法人税等		213,658
賞与引当金		132,040
その他		552,529
流動負債合計		4,816,284
固定負債		
社債		870,000
長期借入金	3	1,643,172
資産除去債務		166,504
その他		19,460
固定負債合計		2,699,137
負債合計		7,515,421
純資産の部		
株主資本		
資本金		100,000
資本剰余金		186,000
利益剰余金		1,664,607
株主資本合計		1,950,607
純資産合計		1,950,607
負債純資産合計		9,466,028

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
(訂正前)
(省略)
【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年12月1日 至平成25年2月28日)
売上高	8,400,570
売上原価	7,053,199
売上総利益	1,347,371
販売費及び一般管理費	1,129,539
営業利益	217,831
営業外収益	
受取利息	574
為替差益	5,104
受取家賃	5,897
その他	7,771
営業外収益合計	19,347
営業外費用	
支払利息	10,290
貸貸原価	5,138
その他	9,266
営業外費用合計	24,695
経常利益	212,483
税金等調整前四半期純利益	212,483
法人税、住民税及び事業税	67,375
法人税等調整額	22,770
法人税等合計	90,146
少数株主損益調整前四半期純利益	122,336
四半期純利益	122,336

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年12月1日 至平成25年2月28日)
少数株主損益調整前四半期純利益	122,336
四半期包括利益	122,336
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	122,336
少数株主に係る四半期包括利益	-

(訂正後)

(省略)

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年12月1日 至平成25年5月31日)
売上高	18,297,606
売上原価	15,382,256
売上総利益	2,915,350
販売費及び一般管理費	2,460,092
営業利益	455,257
営業外収益	
受取利息	1,264
受取家賃	11,284
保険解約返戻金	43,280
その他	27,410
営業外収益合計	83,240
営業外費用	
支払利息	21,593
賃貸原価	10,276
その他	11,936
営業外費用合計	43,806
経常利益	494,691
税金等調整前四半期純利益	494,691
法人税、住民税及び事業税	213,731
法人税等調整額	12,662
法人税等合計	201,069
少数株主損益調整前四半期純利益	293,622
四半期純利益	293,622

【四半期連結包括利益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年12月1日 至平成25年5月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	293,622
四半期包括利益	293,622
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	293,622
少数株主に係る四半期包括利益	-

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(訂正前)
(省略)(訂正後)
(省略)

【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期連結累計期間
(自平成24年12月1日
至平成25年5月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	494,691
減価償却費	129,450
貸倒引当金の増減額（は減少）	1,085
賞与引当金の増減額（は減少）	132,040
退職給付引当金の増減額（は減少）	2,708
受取利息	1,264
支払利息	21,593
為替差損益（は益）	8,763
売上債権の増減額（は増加）	5,717
たな卸資産の増減額（は増加）	556,579
仕入債務の増減額（は減少）	70,493
その他	92,055
小計	50,542
利息及び配当金の受取額	1,264
利息の支払額	22,079
法人税等の支払額	264,294
営業活動によるキャッシュ・フロー	234,567
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	39,800
定期預金の払戻による収入	70,801
有形固定資産の取得による支出	486,637
無形固定資産の取得による支出	28,132
貸付けによる支出	11,580
差入保証金の差入による支出	34,900
差入保証金の回収による収入	6,084
その他	2,650
投資活動によるキャッシュ・フロー	526,816
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の増減額（は減少）	1,102,250
長期借入れによる収入	400,000
長期借入金の返済による支出	194,858
社債の償還による支出	50,000
配当金の支払額	22,961
シンジケートローン手数料の支払額	4,650
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,229,779
現金及び現金同等物に係る換算差額	8,763
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	477,159
現金及び現金同等物の期首残高	1,256,627
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,733,787

(訂正前)

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行10行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当第1四半期連結会計期間 (平成25年2月28日)	
当座貸越の総額	2,250,000千円
借入実行残高	2,050,000千円
差引額	200,000千円

2 貸出コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当第1四半期連結会計期間 (平成25年2月28日)	
貸出コミットメントラインの総額	650,000千円
借入実行残高	650,000千円
差引額	-千円

3 財務制限条項

当第1四半期連結会計期間末におけるコミットメントライン契約及びタームローン契約には、以下の財務制限条項が付されております。

借入人の各年度の決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表における純資産の部の金額が、当該決算期の直前の決算期の末日または平成22年11月に終了する決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上であること。なお、本号の対象となる決算期には、平成23年11月に終了する決算期を含むものとし、当該決算期の末日における借入人の貸借対照表における純資産の部の金額が本号に規定する条件を満たさないことが判明した場合には、その時点で本号の要件を充足しないものとみなす。

借入人の各年度の決算期に係る借入人の単体の損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ2期連続して経常損失を計上していないこと。なお、本号の対象となる決算期には、平成23年11月に終了する決算期を含むものとし、当該決算期及び平成22年11月に終了する決算期に係る借入人の単体の損益計算書上の経常損益に関して、連続して経常損失が計上されたことが判明した場合には、その時点で本号の要件を充足しないものとみなす。

上記の財務制限条項のいずれかに抵触した場合、金利の引き上げが行われます。なお、当第一四半期連結会計期間末におけるコミットメントライン契約及びタームローン契約による借入金残高は、短期借入金650,000千円、1年内返済予定の長期借入金78,571千円及び長期借入金471,428千円であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

当第1四半期連結累計期間 (自平成24年12月1日 至平成25年2月28日)	
減価償却費	63,310千円

（株主資本等関係）

当第1四半期連結累計期間（自 平成24年12月1日 至 平成25年2月28日）

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年2月26日 定時株主総会	普通株式	22,961	917	平成24年11月30日	平成25年2月27日	利益剰余金

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間（自 平成24年12月1日 至 平成25年2月28日）

当社グループは、自動車販売及びこれらの附帯事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年12月1日 至 平成25年2月28日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	48円86銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	122,336
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	122,336
普通株式の期中平均株式数(株)	2,504,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2 当社は、平成25年3月5日付で、普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

（重要な後発事象）

当第1四半期連結会計期間（自平成24年12月1日至平成25年2月28日）

（株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更）

当社は、平成25年2月7日開催の取締役会決議に基づき、平成25年3月5日付で、株式分割及び単元株制度の採用を行っております。

1．株式分割及び単元株制度の採用の目的

平成19年11月27日に単元株式数（売買単位）を100株に統一することを目的として全国証券取引所が公表いたしました「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、株式を分割し、100株を1単元とする単元株制度を採用いたします。

なお、本件株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変動はありません。

2．株式分割の概要

(1)分割の方法

平成25年3月4日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき100株の割合をもって分割いたしました。

(2)発行可能株式総数の増加

平成25年3月5日をもって当社定款の一部を変更し、発行可能株式総数を9,915,840株増加させ、10,016,000株といたしました。

3．単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

4．株式分割及び単元株制度採用の時期

平成25年3月5日を効力発生日としております。

5．1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響は該当箇所に記載しております。

(訂正後)

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行10行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	当第2四半期連結会計期間 (平成25年5月31日)
当座貸越の総額	2,500,000千円
借入実行残高	1,800,000千円
差引額	700,000千円

2 貸出コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	当第2四半期連結会計期間 (平成25年5月31日)
貸出コミットメントラインの総額	650,000千円
借入実行残高	650,000千円
差引額	-千円

3 財務制限条項

当第2四半期連結会計期間末におけるコミットメントライン契約及びタームローン契約には、以下の財務制限条項が付されております。

借入人の各年度の決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表における純資産の部の金額が、当該決算期の直前の決算期の末日または平成22年11月に終了する決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上であること。なお、本号の対象となる決算期には、平成23年11月に終了する決算期を含むものとし、当該決算期の末日における借入人の貸借対照表における純資産の部の金額が本号に規定する条件を満たさないことが判明した場合には、その時点で本号の要件を充足しないものとみなす。

借入人の各年度の決算期に係る借入人の単体の損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ2期連続して経常損失を計上していないこと。なお、本号の対象となる決算期には、平成23年11月に終了する決算期を含むものとし、当該決算期及び平成22年11月に終了する決算期に係る借入人の単体の損益計算書上の経常損益に関して、連続して経常損失が計上されたことが判明した場合には、その時点で本号の要件を充足しないものとみなす。

上記の財務制限条項のいずれかに抵触した場合、金利の引き上げが行われます。なお、当第2四半期連結会計期間末におけるコミットメントライン契約及びタームローン契約による借入金残高は、短期借入金650,000千円、1年内返済予定の長期借入金78,571千円及び長期借入金451,785千円であります。

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年12月1日 至平成25年5月31日)
給料手当	593,962千円
賞与引当金繰入額	114,852千円
退職給付費用	21,406千円

（四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年12月1日 至 平成25年5月31日)	
現金及び預金	1,786,987千円
預入期間が3か月を超える定期預金	53,200千円
現金及び現金同等物	1,733,787千円

（株主資本等関係）

当第2四半期連結累計期間（自 平成24年12月1日 至 平成25年5月31日）

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年2月26日 定時株主総会	普通株式	22,961	917	平成24年11月30日	平成25年2月27日	利益剰余金

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当第2四半期連結累計期間（自 平成24年12月1日 至 平成25年5月31日）

当社グループは、自動車販売及びこれらの附帯事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（ 1 株当たり情報）

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成24年12月 1 日 至 平成25年 5 月31日)
(1) 1 株当たり四半期純利益金額	117円26銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	293,622
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	293,622
普通株式の期中平均株式数(株)	2,504,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-

(注) 1 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2 当社は、平成25年 3 月 5 日付で、普通株式 1 株につき100株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり四半期純利益金額を算定しております。

（ 重要な後発事象）

当第 2 四半期連結会計期間（自 平成25年 3 月 1 日 至 平成25年 5 月31日）

（ 重要な新株の発行について）

当社株式は、平成25年 6 月21日に株式会社東京証券取引所の承認を得て、平成25年 7 月30日に東京証券取引所マザーズに上場を予定しております。当社はこの上場にあたって、平成25年 6 月21日及び同年 7 月 9 日開催の取締役会において新株式の発行を決議しております。

1 . 公募による新株式の発行（ブックビルディング方式による募集）

(1) 発行する株式の種類及び数

普通株式 637,000株

(2) 発行価格

未定（平成25年 7 月19日に決定する予定であります。）

(3) 引受価額

未定（平成25年 7 月19日に決定する予定であります。）

引受価額は、当社が引受人より 1 株当たりの新株式払込金として受け取る金額であります。なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

(4) 資本組入額の総額

未定（平成25年 7 月19日に決定する予定であります。）

(5) 申込期間

平成25年 7 月22日～平成25年 7 月25日

(6) 払込期日

平成25年 7 月29日

(7) 株式受渡期日

平成25年7月30日

(8) 資金の用途

新規出店にかかる設備資金及び商品仕入のための運転資金に充当する予定であります。

2. 引受人の当社株主からの買取引受による株式売出し

(1) 売出株式の数

普通株式 80,000株

(2) 株式受渡期日

平成25年7月30日

なお、本株式売出しの売出価格については、1.の発行価格と同一となります。

3. オーバーアロットメントによる株式売出し

オーバーアロットメントによる株式売出しは、公募等に係る投資家の需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う株式売出しであります。したがって、以下の売出株式の数は上限売出株式の数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

(1) 売出株式の数

普通株式 107,500株

(2) 株式受渡期日

平成25年7月30日

なお、本株式売出しの売出価格については、1.の発行価格と同一となります。

4. 第三者割当増資による新株式の発行

当社株主より当社普通株式を借入れた野村証券株式会社が売出人となる、3.のオーバーアロットメントによる株式売出しに伴い、第三者割当増資による新株式の発行決議を行っております。

(1) 発行株式の数

普通株式 107,500株

(2) 申込期日

平成25年8月26日

(3) 払込期日

平成25年8月27日

(4) 割当先

野村証券株式会社

(5) 調達資金の用途

新規出店にかかる商品仕入のための運転資金に充当する予定であります。

なお、割当価格については、1.の発行価格と同時に平成25年7月19日に決定する予定であり、発行価額の総額及び増加する資本金の額については、平成25年8月27日に確定いたします。

また、3.のオーバーアロットメントによる株式売出しが中止される場合は、本第三者割当増資による新株式の発行は中止されます。なお、申込期日までに申込みのないものについては、株式の発行を打ち切ることとなります。

(2) 【その他】

(訂正前)

最近の経営成績及び財政状態の概況

(省略)

(訂正後)

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年7月8日

株式会社ネクステージ

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員	公認会計士	中 浜 明 光
----------	-------	---------

業務執行社員

指定有限責任社員	公認会計士	渋谷 英 司
----------	-------	--------

業務執行社員

指定有限責任社員	公認会計士	西 原 浩 文
----------	-------	---------

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネクステージの平成24年12月1日から平成25年11月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成25年3月1日から平成25年5月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成24年12月1日から平成25年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ネクステージ及び連結子会社の平成25年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年6月21日開催の取締役会において公募による新株式の発行の決議を行っている。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。